

# 公 告

分任契約担当官  
自衛隊札幌病院  
会計課長 村中 真人

以下のとおり一般競争入札を実施するので、「入札及び契約心得」及び「契約条項」を承知のうえ参加されたい。

## 1 入札事項

契約実施計画番号		調達要求番号		物品番号		仕様書番号	
4MT61AA00100		4MT11A60013 0001				10	
品名 または 件名							
施設維持管理及び保守点検役務							
部品番号 または 規格							
仕様書による							
使用器材名							
数量	単位	銘柄	使用期限等	グループ	指定	検査	包装
1.00	ST				0	9	
納地または工事場所				引渡場所			
札幌病				札幌病			
搬入場所				納期または工期			
札幌病				令和6年4月1日(月)～令和7年3月31日(月)			

## 2 競争参加資格

次のいずれかであること  
 全省庁統一資格の「役務の提供等」に係る等級がA、B、C、D等級であること  
 ただし、細部は注意事項による。

## 3 契約条項を示す場所

「入札及び契約心得」及び「契約条項」については、自衛隊札幌病院総務部会計課契約班に掲示する。細部は、第7項(2)の契約条項を適用する。

## 4 説明会及び入札執行の日時場所

説明会日時場所：実施しない。  
 入札日時場所：令和6年3月15日(金)14時30分 自衛隊札幌病院1F カンファレンスルーム

## 5 保証金

入札保証金：免除 契約保証金：免除

## 6 落札決定方式及び契約方式

落札決定方式：総品目総額 契約方式：一般競争

## 7 注意事項

### (1) 競争に参加する者に必要な資格に関する事項

- ア 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- イ 予算決算及び会計令第71条に該当しない者であること。
- ウ 契約担当官等から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- エ 別紙「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等」に該当しない者であること。

### (2) 適用する契約条項等

駐屯地標準契約書「役務請負契約条項」、談合等の不正行為に関する特約条項、暴力団排除に関する特約条項及び部分払に関する特約条項

### (3) 保証金等に関する事項

- ア 入札保証金  
免除。ただし、落札者が「入札及び契約心得」に従って契約の締結手続きをしない場合には、落札者が契約締結に応じないものとみなし、落札金額の100分の5以上を違約金として徴収する。
- イ 契約保証金  
免除。ただし、契約者が契約を履行しない場合は、契約金額の100分の10以上を違約金として徴収する。

### (4) 入札の無効

- ア 第1号で示した競争に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- イ 入札開始時刻に遅れた者による入札
- ウ 入札に関する条項に違反した入札
- エ 入札金額、入札者の氏名及び押印された印影が判別し難い入札

オ 電報・電話・FAXによる入札。

カ 暴力団排除に関する誓約を実施していない者の入札及び誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額の100分の10（軽減税率対象品目については100分の8）に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札書は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100（軽減税率対象品目については108分の100）に相当する金額を入札書に記載すること。

(6) 落札決定方式

総額が当課所定の予定価格の範囲内の最低入札者を落札者とする。ただし、落札者となるべき最低入札者が2人以上ある場合は、くじ引きにより落札者を決定する。

(7) 契約書の作成

落札者は、落札決定後遅滞なく駐屯地用標準契約書の様式により契約書を作成する。

(8) その他

ア 契約の成立時期については、契約書に双方が記名押印したときとする。

イ 入札に参加する場合は、令和4・5・6年度の資格審査結果通知書（写）を提出すること。なお、すでに会計課に提出されている場合は、省略することができる。

ウ 入札に参加する者は入札書に次の文面を記載するものとする。

「当社（私（個人の場合）、当団体（団体の場合））は、上記公告に対して「入札及び契約心得」及び「標準契約書等」の契約条項を承諾のうえ入札いたします。また、「入札及び契約心得」に定める暴力団排除に関する事項について誓約します。」

エ 代理人をもって入札に参加する場合は、委任状を提出すること。

オ 郵便による入札は、自衛隊札幌病院総務部会計課契約班（担当：高橋）に入札書送付の旨を必ず電話連絡し、2重の封筒それぞれに、次の文面を記載し封印をするとともに、内封筒に入札書を入れ、内封筒以外に第7項第8号イの資格審査結果通知書（写）を同封し、簡易書留にて令和6年3月14日（木）17時00分までに担当者に到着したものを有効とする。

「令和6年3月15日（金）施設維持管理及び保守点検役務 入札書在中」

カ 郵便入札を含む入札において、再度入札を行う場合は、官側が指定する日時において実施するものとする。ただし、初度の入札に参加した者のみ有効とする。

キ 入札会場への入室は、入札時間の15分前から可能とする。

ク 入札に関する問い合わせ先

自衛隊札幌病院 総務部 会計課 契約班（担当：高橋）  
TEL：011-581-3101（内線：4243）

ケ 仕様書に関する問い合わせ先

自衛隊札幌病院 総務部 管理課 営繕班（担当：原）  
TEL：011-581-3101（内線：4252）

(9) 公告掲示場所及び期間

ア 掲示場所

(7) 自衛隊札幌病院総務部会計課

(4) 自衛隊札幌病院ホームページ <http://www.mod.go.jp/gsd/nae/hosp/>

イ 掲示期間

令和6年3月5日（火）～令和6年3月15日（金）

## 装備品等及び役務の調達に係る指名停止等

- 1 大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止措置等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- 2 前項により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であつて、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- 3 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。
- 4 第2項の「資本関係又は人的関係にある」場合とは、次に定める基準のいずれかに該当する場合をいう。
  - (1) 資本関係がある場合。

次のア又はイに該当する二者の場合。ただし、アについては子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号及び会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第3条の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は、イについて子会社の一方が会社更正法（昭和27年法律第172号）第2条第7項に規定する更正会社（以下「更正会社」という。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続（以下「再生手続」という。）が存続中の会社である場合を除く。

ア 親会社（会社法第2条4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合

イ 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合
  - (2) 人的関係がある場合。

次のア又はイに該当する二者の場合。ただし、アについては、更正会社又は再生手続存続中の会社である場合は除く。

ア 一方の会社の役員（常勤又は非常勤の取締役、会計参与、監査役、執行役、理事、監事その他これらに準ずる者をいい、社外役員を除く。以下の号において同じ。）が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

イ 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更正法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

ウ (1)及び(2)に掲げる場合のほか、資本構成又は人的構成において関連性のある一方の会社による落札が他方の会社に係る指名停止等の措置の効果を事実上減殺するなど(1)又は(2)に掲げる場合と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合

仕様書番号： 第 10 号  
作成年月日： 令和6年 3月 1日

総務部長	総務課長	警備訓練班長	管理課長	営繕班長	作成者

## 施設維持管理及び保守点検役務仕様書

自衛隊札幌病院総務部

- I 役務件名  
施設維持管理及び保守点検役務
- II 役務場所  
北海道札幌市南区真駒内17番地  
陸上自衛隊真駒内駐屯地 自衛隊札幌病院
- III 役務概要
- 1 中央監視業務  
電気・機械設備等の運転・監視、日常点検・保守及び定期点検・保守
  - 2 防災監視業務  
防災設備等の運転・監視、日常点検・保守及び定期点検・保守
- IV 一般事項
- 1 総則  
本役務は、本特記仕様書及び国土交通省大臣官房庁営繕部監修「建築保全業務共通仕様書（令和5年度版）」（以降「共通仕様書」とする。）の関係する項目に基づき実施する。
  - 2 現場管理  
本役務実施に当たり、現場及び役務車両の通行等の安全対策に努め、請負者の責任において、ゴミの飛散、事故の防止、工程の管理に努めるものとする。
  - 3 質疑  
本役務実施に際し、特記仕様書の内容に相違がある場合又は明示のない場合で疑義が生じた場合は、全て監督官と協議するものとする。
  - 4 軽微な変更  
監督官との協議により軽微な変更が発生した場合は、監督官の指示により適切に実施するものとし、協議・打合せ等の内容は全て打合せ簿に記載して、完成書類と共に提出するものとする。
  - 5 役務完了検査  
本役務の終了に際し、監督官が指定する完了書類を提出して、検査官の検査を受けるものとする。
- V 特記事項
- 1 対象施設  
本役務の対象建物及び設備は別表第1による。
  - 2 役務従事者
    - (1) 役務体制  
ア 役務従事者とは、本役務を遂行するために請負業者が雇用又は契約する者（下請業者を含む。）のことをいう。  
イ 役務従事者は、本役務を遂行するために必要な知識及び技能を有する者とする。  
ウ 請負業者は、役務従事者のうち1名を統括管理責任者として任命し、契約内容の履行、他の役務従事者に対する指揮、官側の関係部署との連絡調整業務を実施させる。  
エ 請負業者は、役務従事者から設備監視員を任命し、統括管理責任者のもと中央監視業務及び防災監視業務を実施させる。  
オ 統括管理責任者は、本役務に支障が出ない範囲で設備監視員を兼務することができるものとする。また中央監視業務と防災監視業務の設備監視員は重複してはならない。  
カ 請負業者が、本役務以外の自衛隊札幌病院内で実施される役務を受注した場合は、統括管理責任者及び設備監視員が本役務に支障が出ない範囲で、受注した役務に関する業務を兼務することができるものとする。  
キ 統括管理責任者及び設備監視員の変更をする場合は、官側と調整の上実施し、役務の履行に支障を来たさないようにする。  
ク 役務従事者が不注意等により施設等を破損させた場合は、監督官に報告し指示を受けた後、請負業者の責任において原状復旧を実施する。  
ケ 役務従事者は、役務実施に際し官側の規則に従うほか、役務場所が病院施設であることを踏まえ次の事項に留意する。
      - (ア) 患者、職員等に不快の念をいだかせる言動や行動を慎むよう心がける。
      - (イ) 患者、職員等に対して危害等与えないように万全の措置を講じて作業を実施する。万一危害等を与えた場合は、請負者の責任において誠実に対応、補償する。
      - (ウ) 役務従事者の服装は清潔な作業服とし、統一された名札（写真付き）を着用する。ただし、下請業者については本規定の対象外とする。
      - (エ) 感染症等を疑う症状がある場合は、速やかに受診・勤務制限等の処置を行う。

- (オ) 中央監視室及び防災センターの勤務室内において、警報装置が作動した場合は、直ちに病院勤務員に警報装置が作動した旨を報告するものとする。
- コ 役務従事者は、業務により知り得た情報をほかに漏らしてはならない。また、役務契約終了後も同様とする。
- サ 中央監視室の役務従事者は赤痢、サルモネラ、O-157の保菌検査（2回/年）を実施し、検査結果の写しを監督官に提出するものとする。
- シ 請負業者は、役務履行に際し、役務従事者の不適格又は不適当な行動が認められた場合は、役務実施に支障を来たさないように必要な措置を取る。
- (2) 勤務場所及び備品の貸与
- ア 統括管理責任者及び設備監視員の勤務場所
- (ア) 中央監視業務（統括管理責任者含む。） 中央監視室 B1F
- (イ) 防災監視業務 防災センター 1F
- イ 中央監視業務及び防災監視業務従事者のための仮眠室（寝台含む。）、作業台は官側が貸与する。ただし、役務に使用するOA機器、仮眠用寝具及び清掃用具については請負業者の負担とする。
- (3) 統括管理責任者及び設備監視員の配置人数及び勤務時間（原則）
- ア 中央監視業務
- (ア) 統括管理責任者 1名以上 0830～1730（平日のみ）
- (イ) 設備監視員 2名以上 0830～翌0830（交代勤務）
- イ 防災監視業務
- 設備監視員 2名以上 0830～翌0830（交代勤務）
- (4) 保有資格等
- ア 統括管理責任者又は設備監視員として、次の資格又は同等の知識を有する者を常駐させる。
- (ア) 中央監視業務  
2級ボイラー技士又はボイラー実技講習修了者
- (イ) 防災監視業務  
自衛消防業務講習修了者
- (ウ) 定期点検・保守  
法令により役務を行う者の資格が定められている場合は、当該資格を有する者が役務を実施する。
- イ 統括管理責任者及び設備監視員は、日本国籍を有し、原則として請負業者の正規社員が就くものとする。
- ウ 中央監視業務に従事する設備監視員は、200床以上の病院施設で中央監視業務を行った実績又は同等の知識を有する者とする。
- エ 役務従事者は、身心共に健全で役務の遂行に支障を来たさない者とする。
- 3 提出書類
- (1) 請負業者は、次の書類を作成し監督官に提出する。
- ア 役務計画書等（契約締結後速やかに提出）
- (ア) 役務着手届
- (イ) 各設備点検年間予定表
- (ウ) 役務実施体制編成表
- (エ) 統括管理責任者及び設備監視員指名通知（資格保有状況を含む経歴書添付）
- (オ) 下請業者の担当者（連絡先）一覧
- イ 運転・監視及び日常点検・保守報告書（作成後速やかに提出）
- (ア) 業務月報
- (イ) 業務日誌（中央監視業務のみ）
- (ウ) 監督官協議記録書
- (エ) 機器等不具合報告書
- ウ 定期点検等結果報告書（点検等実施後速やかに提出）
- エ 役務完了通知及び役務完了検査願書（役務終了後速やかに提出）
- オ その他監督官が指示した書類
- (2) 各書類の様式については、監督官が示すもの以外は任意で作成するものとし、作成後監督官の点検を受け、承認されたものを使用する。
- (3) 監督官が指示した事項及び監督官と協議した事項については、正確に記録し提出する。ただし、軽易な事項で監督官の承諾を受けたものについては省略することができる。

#### 4 運転・監視及び日常点検・保守

##### (1) 目的

運転・監視及び日常点検・保守は、中央監視制御装置等を活用し、設備等の正常で効率的な運転を行うことにより、適切な施設運営に資するとともに、目視等の簡易な方法により設備等の劣化及び不具合の状況を把握し、保守等の措置を適切に講ずることにより所定の機能を維持し、事故・故障等の未然防止に資することを目的とする。

##### (2) 運転・監視

ア 運転・監視は、別表第2、各機器の取扱説明書等に基づき実施する。

イ 停電・断水等の異常が発生した場合は、速やかに監督官に報告し指示を受ける。

ウ 各機器の稼動状態・時間を把握し、必要に応じ消耗部品の交換、機器の更新等を監督官に提案する。

##### (3) 日常点検

ア 日常点検は、別表第3、各機器の取扱説明書等に基づき実施する。

イ 別表第3に定められた以外の箇所でも異常を発見した場合は、監督官に報告する。

ウ 破損箇所及び不備を発見した場合は、必要に応じて点検者の適切な判断のもと最低限復旧を実施するとともに、その状況及び経過を記録し監督官に報告する。

エ 日常点検に使用する工具（脚立等）は、契約業者の負担とする。

##### (4) 保守

ア 運転・監視及び日常点検の結果に応じ、実施する保守は以下のとおりとする。

(ア) 汚れ、つまり、付着等がある部品または点検部の清掃

(イ) 取り付け不良、作動不良、ずれ等がある場合の調整

(ウ) ボルト、ねじ等の緩みがある場合の増締め

(エ) 接触部分、回転部分等への注油

(オ) 軽微な損傷がある部分の補修

(カ) 別表第3及び各機器の取扱説明書等で定められた事項

イ 役務に必要な消耗部品や材料及び油脂類は請負業者が負担する。ただし、下記のものについては、官側からの支給品を使用する。

(ア) 空気調和機用フィルター

(イ) ボイラー用薬品（並塩含む）

(ウ) 各機器不凍液（補充用）

(エ) 各機器Vベルト

##### (5) 周期

ア 運転・監視及び日常点検・保守の周期は、別表第3による。

イ 別紙第3の運転・監視及び日常点検・保守の周期の表記は下記のとおりとする。

(ア) 「日」とは、平日に1回点検することを示す。

(イ) 「週」とは、1週間に1回点検することを示す。

(ウ) 「月」とは、1ヶ月に1回点検することを示す。

(エ) 「年」とは、1年に1回点検することを示す。

(オ) 「随」とは、定期的な周期を定めず、状況により点検を行うことを示す。

(カ) 「○」の内の数は回数を示す。

#### 5 定期点検・保守

(1) 定期点検・保守は別表第3に基づき実施する。

(2) 各定期点検・保守の報告書に役務写真（着手前・主要な作業・完成後としその他官側の指示する箇所）を、A4-S版で添付し提出する。

(3) 本役務の契約期間中は、定期点検・保守を実施する機器に不具合等が発生した場合、必要な点検及び修理について、メーカー等によるオンコール対応を受ける事ができるものとする。ただし、修理に必要な部品については、官側が負担するものとする。

#### 6 官側に対する協力

(1) 請負業者は、役務対象施設を使用して、官側が実施する下記の業務において、必要に応じて官側に協力する。

ア 官側が実施する施設運営上必要な検査、調査

イ 官側が実施若しくは参加する防災訓練、作業

ウ その他、官側からの協力を求められた事項

(2) 災害等緊急時には、館内非常放送及び関係各所への連絡を行うほか、官側に協力し、適切な処置を速やかに行う。

(3) 請負業者は、日常点検等の際に遺失物を拾得又は不審者・不審物を発見した場合速やかに監督官に報告する。

## 7 保全上の注意

- (1) 役務従事者は、中央監視室、免震層、機械室、その他許可された場所以外に立ち入る場合、官側の立ち会いを求めるものとする。
- (2) 各施設の立入については、官側の規則を遵守し、必要な手続き等がある場合は、官側と調整の上、必要な手続きを経た後立入る。
- (3) 本役務に関わる書類は、本役務実施の目的以外に第三者に対して貸与、複製又は閲覧させてはならない。  
また、複製が必要となった場合は、複製数を把握して使用し、紛失には十分注意する。
- (4) 官側から貸与された設計図書（複製図書含む）は役務完了後速やかに官側へ返納する。
- (5) 請負業者として役務実施に必要なOA機器を施設内へ持ち込む場合は、官側に事前に調整を行い許可された後に持ち込むものとする。
- (6) 役務実施中に作成した役務に関するデータは、請負業者の責任において適切に管理し漏洩事故の防止に努める。また、請負契約が満了した際は当該データを破棄する。

## 8 契約終了時の引継ぎ

- (1) 役務を終了する場合、請負業者の所有に属する全ての物品等を撤去等、役務場所を受託以前の状況に現状復旧する。
- (2) 業務引継書を作成し、新たに業務を受託する者に対し円滑な業務の引き継ぎを行い、作成した業務引継書は、監督官に提出して承認を受けて使用する。
- (3) 役務を終了する場合、契約終了日の翌朝（日勤開始時刻）まで業務体制を維持する。

## 役務対象建物及び設備

		建物名称	病院棟	庁舎	隊舎	倉庫	警衛所
		建物面積	22,778㎡	958㎡	1,236㎡	300㎡	47㎡
役務対象設備	電気・機械設備等	中央監視設備	○				
		受変電設備 (屋外キュービクル含む)	○				
		自家発電設備	○				
		監視制御設備	○				
		直流電源装置	○				
		無停電電源装置	○				
		照明制御設備	○				
		空調設備 (ボイラー設備含む)	○				
		マルチパッケージエアコン	○	○			
		冷却塔	○				
		吸収冷凍機	○				
		ファンコイルユニット	○				
		全熱交換機	○				
		送風機	○				
		膨張タンク	○				
		プレート式熱交換器	○				
		給排水設備	○	※	※	※	※
	融雪設備	○					
	防災設備等	防災監視設備	○	○			
		放送設備	○				
		入退出管理設備	○				
		監視カメラ設備	○				○
		エレベーター設備	○				
		表示装置設備	○				

※ 給水メーター検針のみ



## 役務業務内容詳細（その1）

2 / 3

業務項目	業務内容	日	週	月	年	随
運転・監視						
中央監視業務	イ 監視					
	(ア) 状態監視	○				
	(イ) 警報監視	○				
	(ウ) 計測	○				
	(エ) 各種指示値の確認・記録	○				
防災監視業務	1 防災監視設備					
	防災監視					
	(1) 運転					
	ア 防火扉等の緊急遮断解除					○
	イ 警報停止・警報復旧					○
	ウ その他必要な操作					○
	(2) 監視					
	ア 状態監視	○				
	イ 警報監視	○				
	2 放送設備					
	放送					
	(1) 運転					
	ア 緊急放送等の操作					○
	イ 警報停止・警報復旧					○
	ウ その他必要な操作					○
	(2) 監視					
ア 状態監視	○					
イ 警報監視	○					
3 入退出管理設備						
入退出管理						
(1) 運転						
ア 遠隔施錠・解錠					○	
イ タイムスケジュール入力・変更					○	
ウ エリアグループ作成・変更					○	
エ その他必要な操作					○	
(2) 監視						
ア 状態監視	○					
イ 警報監視	○					

## 役務業務内容詳細（その1）

3 / 3

業務項目	業務内容	日	週	月	年	随
運転・監視						
	4 監視カメラ設備 監視カメラ					
	(1) 運転					
	ア 非常電話の操作・対応					○
	イ 警報停止・警報復旧					○
	ウ その他必要な操作					○
	(2) 監視					
	ア 状態監視	○				
	イ 警報監視	○				
	5 エレベーター監視設備 エレベーター監視					
	(1) 運転					
	ア 非常電話の操作・対応					○
	イ 警報停止・警報復旧					○
	ウ その他必要な操作					○
	(2) 監視					
	ア 状態監視	○				
イ 警報監視	○					
6 表示装置設備 表示装置						
(1) 運転						
ア 警報停止・警報復旧					○	
イ その他必要な操作					○	
(2) 監視						
状態監視	○					



## 役務業務内容詳細 (その2)

2 / 13

業務項目	業務内容	日	週	月	年	随
日常点検・保守及び定期点検・保守						
中央監視業務	(コ) 電気室 外観の異常の有無 (漏水、浸水等)	○				
	(カ) 電力積算量記録	○				
	(2) 動力制御盤 (屋外盤含む。) - 日常点検・保守・					
	ア 外観・盤内部の異常の有無			○		
	イ 計器類指示値の異常の有無			○		
	ウ 機器類の指示値記録			○		
	(3) 電灯分電盤 (外灯盤含む。) - 日常点検・保守・					
	ア 外観の異常の有無			○		
	イ 計器類指示値の異常の有無			○		
	(4) 非常用コンセント設備 (配電箱含む。) - 日常点検・保守					
	外観・盤内部の異常の有無			○		
	(5) 雷保護設備 - 日常点検・保守					
	ア 外観の異常の有無			○		
	イ 落雷後の雷保護設備の異常の有無					○
	(6) 接地設備 - 日常点検・保守・					
	外観・盤内部の異常の有無			○		
	4 無停電電源装置 - 無停電電源装置					
	(1) 日常点検・保守					
ア 蓄電池 - 外観の異常の有無	○					
イ 電源装置 -						
(7) 外観の異常の有無	○					
(4) 計器類指示値の異常の有無	○					
(2) 定期点検・保守 (対象機器は付紙による。)						
ア メーカー等が推奨する定期点検・保守				○		
イ 消耗品交換				○		

## 役務業務内容詳細（その2）

3 / 13

業務項目	業務内容	日	週	月	年	随
日常点検・保守及び定期点検・保守						
中央監視業務	5 直流電源装置					
	直流電源装置					
	(1) 日常点検・保守					
	ア 蓄電池					
	外観の異常の有無	○				
	イ 電源装置					
	(ア) 外観・盤内部の異常の有無	○				
	(イ) 計器類指示値の異常の有無	○				
	(2) 定期点検・保守(対象機器は付紙による。)					
	ア メーカー等が推奨する定期点検・保守				○	
	イ 消耗品交換				○	
	6 照明制御装置					
	照明制御装置					
	定期点検・保守(対象機器は付紙による。)					
	(1) メーカー等が推奨する定期点検・保守				○	
	(2) 消耗品交換				○	
	7 非常用発電設備					
	非常用発電設備					
	日常点検・保守					
	(1) 非常用発電機					
ア 外観の異常の有無	○					
イ 計器類指示値の異常の有無	○					
(2) 発電機盤						
ア 外観の異常の有無	○					
イ 計器類指示値の異常の有無	○					
ウ 発電機室						
(ア) 室内環境の異常の有無	○					
(イ) 漏水・浸水の有無	○					
(ウ) ラジエター点検	○					

## 役務業務内容詳細（その2）

4 / 13

業務項目	業務内容	日	週	月	年	随
日常点検・保守及び定期点検・保守						
中央監視業務	8 空気調和設備					
	(1) 小型貫流ボイラー					
	ア 日常点検・保守					
	(ア) 外観の異常の有無	○				
	(イ) 異音、振動の有無	○				
	(ウ) 計器類指示値の異常の有無	○				
	(エ) 水面測定装置の機能点検	○				
	(オ) 定期自主点検（燃焼装置含む。）			○		
	(カ) 清掃その他（フィルター等含む。）					○
	イ 定期点検・保守（対象機器は付紙による。）					
	(ア) メーカー等が推奨する定期点検・保守				③	
	(イ) 消耗品交換				○	
	(2) 硬水軟化器					
	日常点検・保守					
	ア 外観の異常の有無	○				
	イ 硬度測定	○				
	ウ 薬品補充					○
	エ 清掃その他（機能点検含む。）					○
	(3) 薬液注入装置					
	日常点検・保守					
	ア 外観の異常の有無	○				
	イ 薬品補充					○
	ウ 清掃その他（機能点検含む。）					○
(4) 還水槽						
日常点検・保守						
ア 外観（接続配管含む。）の異常の有無	○					
イ 計器類指示値の異常の有無	○					
ウ 槽内の堆積物ブロー及び汚れの点検	○					
エ 槽温度の記録及び給水装置の作動状況点検	○					
オ 清掃その他					○	

## 役務業務内容詳細 (その2)

5 / 13

業務項目	業務内容	日	週	月	年	随
日常点検・保守及び定期点検・保守						
中央監視業務	(5) ボイラー給水プースターポンプ。 日常点検・保守					
	ア 外観の異常の有無	○				
	イ 異音、振動の有無	○				
	ウ 計器類指示値の異常の有無	○				
	エ 清掃その他					○
	(6) 空気調和機 (エアハン)					
	ア 日常点検・保守					
	ア (7) 外観の異常の有無	○				
	イ (4) 異音、振動の有無	○				
	ウ (7) 計器類指示値の異常の有無	○				
	エ (2) 清掃その他					○
	イ 定期点検・保守(対象機器は付紙による。)					
	ア (7) メーカー等が推奨する定期点検・保守				○	
	イ (4) 消耗品交換				○	
	(7) マルチパッケージ形空気調和機					
	ア 日常点検・保守					
	ア (7) 外観の異常の有無					○
	イ (4) 異音、振動の有無					○
	ウ (7) 定期自主点検					○
	エ (2) フロン排出抑制法に基づく簡易点検及び記録				④	
	オ (2) 清掃その他 (機能点検含む。)					○
	イ 定期点検・保守(対象機器は付紙による。)					
	ア (7) メーカー等が推奨する定期点検・保守				○	
	イ (4) 室外機コイル洗浄(対象機器は付紙による。)				○	
ウ (7) BHPフロン定期点検 (6系統)				○		
(8) ファンコイルユニット						
日常点検・保守						
ア 外観の異常の有無					○	
イ 異音、振動の有無					○	
ウ 計器類指示値の異常の有無					○	
エ 清掃その他 (機能点検含む。)					○	

## 役務業務内容詳細 (その2)

6 / 13

業務項目	業務内容	日	週	月	年	随
日常点検・保守及び定期点検・保守						
中央監視業務	(9) 吸収式冷凍機 (稼働時のみ)					
	ア 日常点検・保守					
	(ア) 外観の異常の有無	○				
	(イ) 異音、振動の有無	○				
	(ウ) 計器類指示値の異常の有無	○				
	(エ) 安全装置の外観異常の有無	○				
	(オ) 運転データ採取	○				
	(カ) 清掃その他					○
	イ 定期点検・保守 (対象機器は付紙による。)					③
	(ア) メーカー等が推奨する定期点検・保守					○
	(イ) 分解整備 (対象機器は付紙による。)					○
	(ウ) 消耗品交換					○
	(10) 冷却塔 (稼働時のみ)					
	ア 日常点検・保守					
	(ア) 外観及び下部槽の異常の有無	○				
	(イ) 異音、振動の有無	○				
	(ウ) 計器類指示値の異常の有無	○				
	(エ) 水質管理	○				
	(オ) 散水・給水フロート弁・制御弁の点検	○				
	(カ) 清掃その他					○
イ 定期点検・保守 (対象機器は付紙による。)					②	
メーカー等が推奨する定期点検・保守					○	
(11) 全熱交換器 (ロスナイ)						
日常点検・保守						
ア 外観の異常の有無					○	
イ 異音、振動の有無					○	
ウ 清掃その他 (フィルター等含む。)					○	
(12) 送風機						
日常点検・保守						
ア 外観の異常の有無					○	
イ 異音、振動の有無					○	
ウ 清掃その他 (フィルター等含む。)					○	

## 役務業務内容詳細 (その2)

7 / 13

業務項目	業務内容	日	週	月	年	随
日常点検・保守及び定期点検・保守						
中央監視業務	(13) 有圧換気扇					
	日常点検・保守					
	ア 外観の異常の有無	○				
	イ 異音、振動の有無	○				
	ウ 計器類指示値の異常の有無	○				
	エ 清掃その他 (フィルター等含む。)					○
	(14) 熱交換器(稼働時のみ)					
	日常点検・保守					
	ア 外観の異常の有無	○				
	イ 計器類指示値の異常の有無	○				
	ウ 清掃その他					○
	(15) 間接蒸気発生器(稼働時のみ)					
	日常点検・保守					
	ア 外観の異常の有無	○				
	イ 計器類指示値の異常の有無	○				
	ウ 清掃その他					○
	(16) 密閉形隔膜式膨張タンク					
	ア 日常点検・保守					
	(ア) 外観の異常の有無	○				
	(イ) 計器類指示値の異常の有無	○				
	(ウ) 充填圧点検、補充					○
(エ) 不凍液濃度測定					○	
(オ) 清掃その他					○	
イ 定期点検・保守(対象機器は付紙による。)						
労働安全衛生法に基づく定期自主点検					○	
(17) 冷却水ポンプ(稼働時のみ)						
日常点検・保守						
ア 外観の異常の有無	○					
イ 異音、振動の有無	○					
ウ 計器類指示値の異常の有無	○					
エ 電動機過熱等の点検	○					
オ 清掃その他					○	

## 役務業務内容詳細 (その2)

8 / 13

業務項目	業務内容	日	週	月	年	随
日常点検・保守及び定期点検・保守						
中央監視業務	(18) 冷水ポンプ (稼働時のみ)					
	日常点検・保守					
	ア 外観の異常の有無	○				
	イ 異音、振動の有無	○				
	ウ 計器類指示値の異常の有無	○				
	エ 清掃その他					○
	(19) 温水ポンプ (稼働時のみ)					
	日常点検・保守					
	ア 外観の異常の有無	○				
	イ 異音、振動の有無	○				
	ウ 計器類指示値の異常の有無	○				
	エ 清掃その他					○
	(20) 冷温水ポンプ					
	日常点検・保守					
	ア 外観の異常の有無	○				
	イ 異音、振動の有無	○				
	ウ 計器類指示値の異常の有無	○				
	エ 清掃その他					○
	(21) 不凍液注入ポンプ					
	日常点検・保守					
	ア 外観の異常の有無	○				
	イ 異音、振動の有無	○				
ウ 計器類指示値の異常の有無	○					
エ 清掃その他					○	
(22) ヘッダー類 (蒸気・冷水・温水) (稼働時のみ)						
日常点検・保守						
ア 外観の異常の有無	○					
イ 異音、振動の有無	○					
ウ 計器類指示値の異常の有無					○	
エ 清掃その他					○	
9 給排水設備						
(1) 受水槽						
日常点検・保守						
ア 水位警報装置等作動点検					○	
イ 清掃その他					○	

## 役務業務内容詳細 (その2)

9 / 13

業務項目	業務内容	日	週	月	年	随
日常点検・保守及び定期点検・保守						
中央監視業務	(2) 給水ポンプユニット					
	日常点検・保守					
	ア 外観の異常の有無	○				
	イ 異音、振動の有無	○				
	ウ 計器類指示値の異常の有無	○				
	エ 清掃その他					○
	(3) 貯湯タンク					
	日常点検・保守					
	ア 外観の異常の有無	○				
	イ 計器類指示値の異常の有無	○				
	ウ 労働安全衛生法に基づく定期自主点検			○		
	エ 清掃その他					○
	(4) 加熱滅菌槽					
	日常点検・保守					
	ア 外観の異常の有無	○				
	イ 計器類指示値の異常の有無	○				
	ウ 労働安全衛生法に基づく定期自主点検			○		
	エ 清掃その他					○
	(5) 給水ヘッダー					
	日常点検・保守					
	ア 外観の異常の有無	○				
イ 計器類指示値の異常の有無	○					
ウ 清掃その他					○	
(6) 給湯循環ポンプ						
日常点検・保守						
ア 外観の異常の有無	○					
イ 異音、振動の有無	○					
ウ 計器類指示値の異常の有無	○					
エ 清掃その他					○	
(7) 排水槽及び排水ポンプ						
日常点検・保守						
ア 外観の異常の有無	○					
イ 異音、振動の有無	○					
ウ 計器類指示値の異常の有無	○					

## 役務業務内容詳細 (その2)

10 / 13

業務項目	業務内容	日	週	月	年	随
日常点検・保守及び定期点検・保守						
中央監視業務	(8) 井水処理装置					
	日常点検・保守	○				
	ア 外観の異常の有無	○				
	イ 異音、振動の有無	○				
	ウ 計器類指示値の異常の有無	○				
	エ 薬液等の補充					○
	オ ケーブル及びセンサー等の異常の有無	○				
	カ 清掃その他					○
	10 燃料貯蔵設備					
	(1) 地下燃料タンク					
	日常点検・保守					
	貯蔵量の確認、記録	○				
	(2) オイルサービスタンク					
	日常点検・保守					
	ア 外観の異常の有無	○				
	イ 計器類指示値の異常の有無	○				
	ウ 貯蔵量の確認、記録	○				
	エ 清掃その他					○
	(3) オイルポンプ					
	日常点検・保守					
ア 外観の異常の有無	○					
イ 異音、振動の有無	○					
ウ 計器類指示値の異常の有無	○					
エ 軸封部の点検	○					
オ 清掃 (ストレーナー含む。) その他					○	

## 役務業務内容詳細 (その2)

11 / 13

業務項目	業務内容	日	週	月	年	随
日常点検・保守及び定期点検・保守						
中央監視業務	11 融雪設備 (稼働時のみ) ガス焚無圧式温水器、					
	(1) 日常点検・保守					
	ア 外観及び盤内の異常の有無	○				
	イ 異音、振動の有無	○				
	ウ 計器類指示値の異常の有無	○				
	エ ケーブル及びセンサー等の異常の有無					○
	オ 不凍液濃度測定				○	
	カ 清掃その他 (フィルター等含む。)					○
	(2) 定期点検・保守 (対象機器は付紙による。)					
	メーカー等が推奨する定期点検・保守				○	
	12 光熱水量計					
	(1) 建物付帯光熱水量計					
	日常点検・保守					
	ア 電気	○				
	イ ガス	○				
	ウ 水道 (汚水含む。)	○				
	(2) テナント光熱水量計					
	日常点検・保守					
	ア 電気				○	
	イ ガス				○	
ウ 水道 (汚水含む。)				○		
13 その他						
(1) 免震層						
日常点検・保守						
ア 外観の異常の有無 (漏水、浸水等)	○					
イ 異音、振動の有無	○					
ウ 免震設備の異常の有無					○	
(2) 機械室						
日常点検・保守						
ア 外観の異常の有無 (漏水、浸水等)	○					
イ 異音、振動の有無	○					
(3) 屋根及びルーフドレン						
ア 外観の異常の有無				○		
イ 清掃その他					○	

## 役務業務内容詳細 (その2)

12 / 13

業務項目	業務内容	日	週	月	年	随
日常点検・保守及び定期点検・保守						
防災監視業務	1 防災監視設備					
	防災監視					
	(1) 日常点検・保守					
	ア 外観・盤内の異常の有無	○				
	イ 異音、振動の有無	○				
	ウ 清掃その他					○
	(2) 定期点検・保守(対象機器は付紙による。)					
	ア 消防法に基づく定期点検				②	
	イ 消防設備点検(機器・総合)				②	
	ウ 防災管理点検				○	
	エ 防火対象物点検				○	
	2 放送設備					
	放送					
	(1) 日常点検・保守					
	ア 外観の異常の有無	○				
	イ 異音、振動の有無	○				
	ウ 清掃その他					○
	(2) 定期点検・保守(対象機器は付紙による。)					
	消防法に基づく定期点検(総合・機器)				②	
	3 入退出管理設備					
入退出管理						
(1) 日常点検・保守						
ア 外観の異常の有無	○					
イ 異音、振動の有無	○					
ウ 清掃その他					○	
(2) 定期点検・保守(対象機器は付紙による。)						
ア メーカー等が推奨する定期点検・保守				○		
イ 消耗品交換				○		

## 役務業務内容詳細 (その2)

13 / 13

業務項目	業務内容	日	週	月	年	随
日常点検・保守及び定期点検・保守						
	4 監視カメラ設備、 監視カメラ 日常点検・保守 (1) 外観・盤内の異常の有無 (2) 異音、振動の有無 (3) 清掃その他	○				○
	5 エレベーター監視設備設備 エレベーター監視 日常点検・保守 (1) 外観・盤内の異常の有無 (2) 異音、振動の有無 (3) 清掃その他	○	○			○
	6 表示装置設備 表示設備 (1) 日常点検・保守 ア 外観異常の有無 イ 異音、振動の有無 ウ 清掃その他 (2) 定期点検・保守(対象機器は付紙による) メーカー等が推奨する定期点検・保守	○	○		○	○
共通業務						
共通業務	日常ミーティング 1 定期作業（事前の打合せ）の内容報告 2 不定期作業（事前の打合せ）の内容報告 3 問題点等の報告 4 引継事項の報告	○				○ ○
		○				

## 役務対象機器一覧

1 / 5

名 称	メーカー	型式・内容品 (交換部品)	数量	定期点検 ・保守 (回/年)
中央監視装置	アズビル	N-FX2 3000 -	1式	1
		Infリモートユニットバッテリー交換	69台	1
		83170639-001	10台	
		PMXリモートユニットバッテリー交換	1台	
		83170639-001	6台	
		MISキット交換	2台	
		84501873-201	1台	
		SCSキット交換		
83173159-A01				
AGMIII交換 83168680-251				
BMS交換 FX-BMS9C98NX				
自動制御装置	アズビル	制御盤 他	1式	1
受変電設備	—	トランス容量 3200KVA	1式	
無停電電源設備	東芝	本体 TOSNIC-6200	1基	1
		蓄電池 SNSX-400(180ℓ)	1基	
		主回路ヒューズ交換 170M3473	1個	
		主回路ヒューズ交換 170M3423	6個	
		制御ヒューズ交換 FWH-005A6F	6個	
		制御ヒューズ交換 ATM10A	5個	
制御ヒューズ交換 NRF5-30	6個			
直流電源装置	GSユアサ	本体 TR-SNTR10050	1基	1
		蓄電池 SNSX-400(54ℓ)	1基	
		リレー基板交換 ORY	1枚	
		警報制御基板交換 DPC	1枚	
		移相制御基板交換 PSU	1枚	
		負荷電圧保証装置制御基板交換 LMD	1枚	
		モニターパネル LCD	1枚	
照明制御装置	パナソニック	センサー装置	1台	1
		照明コントローラー	6台	
		メモリーバックアップ電池交換	6台	
小型貫流ボイラー	ミウラ工業	SQ-2000AS 都市ガス	1台	3
		GC-2000ZH ガス/油燃料切換	3台	
空気調和機 (エアハン)	クボタ空調	EI-30DT	6基	
		MPV-12	1基	
		EI-100DT	1基	
		EI-75DT	2基	
		MPV-14EH	1基	
		MPV-10EH	2基	
		MPV-8EH	1基	
		MPV-4EH	2基	
		MPV-6EH	4基	
		MPV-16EH	1基	
		EI-50DT	2基	
		MPV-12EH	1基	
		MPH-40EH	2基	



# 役務対象機器一覧

3 / 5

名 称	メーカー	型式・内容品 (交換部品)	数量	定期点検・保守 (回/年)	
マルチパッケージ形	ダイキン工業	室外機 コイル洗浄	8台	1式	
	ダイキン工業、日立	BHPフロン定期点検		6系統	
ファンコイルユニット	ダイキン	FWHCK2CTDR 他	223台		
吸収式冷凍機	川重冷熱工業	ΣTBS-150LN5C	4基	3	
		分解整備 1式 真空弁弁棒交換 10本 パラジウムセル交換 2個 カートリッジヒーター交換 2個 低温吸収液ポンプ交換 1台 高温吸収液ポンプ交換 1台 冷媒吸収液ポンプ交換 1台 冷媒電磁弁交換 1個 吸収液フロート弁交換 1個 冷媒フロート弁交換 1個 窒素ガス充填 2本 冷水差圧スイッチ交換 1個 再生圧力スイッチ交換 1個 真空圧力センサー交換 1本 圧力逃し弁交換 1個 蒸気制御弁交換 1個 蒸気遮断弁交換 1個 運転盤 P型 タッチパネル式 1式 サーミスタ 10本	1基	1	
冷却塔	空研工業	SKB-153GR	4基	2	
全熱交換機(ロスナイ)	三菱	LGH-N80R 他	12基		
送風機	荏原 他	3SRM3 他	15基		
密閉形隔膜式膨張タンク		冷水系統100L 温水系統1400L 不凍液系統800L 給湯系統600L 給湯系統12L 給湯系統79L	1基 1基 1基 1基 1基 1基	1	
ガス焚無圧式温水器	巴	BH-825AGF	2基	1	
プレート式熱交換器	日阪製作所	SX-215-TNUP-187	2基		
排水槽		非常用	158.0m <sup>3</sup>	1槽	
		雑排水	14.2m <sup>3</sup>	1槽	
		汚物	10.3m <sup>3</sup>	1槽	
		地下水処理逆洗水	43.1m <sup>3</sup>	1槽	
		検査・透析・ホウ(原水)	45.2m <sup>3</sup>	1槽	
		検査・透析・ホウ(放流)	8.0m <sup>3</sup>	1槽	
		検査・透析・ホウ(中和)	0.36m <sup>3</sup>	1槽	
		検査・透析・ホウ(監視)	0.36m <sup>3</sup>	1槽	
		感染系(原水)	4.0m <sup>3</sup>	1槽	
		感染系(放流)	10.3m <sup>3</sup>	1槽	
		防災監視設備		消火器 加圧式	83台
消火器 蓄圧式	4台				
消火器 二酸化炭素	2基				
スプリンクラー設備	1式				
自動警報弁	11基				
閉鎖式ヘッド	2,319台				
補助散水栓	37台				
連結送水口	14台				

# 役務対象機器一覧

名 称	メーカー	型式・内容品 (交換部品)	数量	定期点検 ・保守 (回/年)	
防災監視設備		不活性ガス消火設備 1式 窒素ボンベ 15本 CO2ボンベ 14本 粉末消火設備 1台 ダクト用簡易自動消火設備 1式 自動火災報知機 1式 発信機 P型1級 50台 感知器 1,286台 ガス漏れ火災警報設備 1式 感知器 12台 総合操作盤 1式 消防機関通報火災報知設備 1式 誘導灯 292台 誘導灯用信号装置 1式 救助袋 垂直式 1式	1式	2	
	(防火対象物点検)	病院棟 22,778㎡	1式	1	
	(防災管理点検)	病院棟 22,778㎡ 庁舎 958㎡	1式 1式	1	
	(連結送水管耐圧試験)	連結送水管	1式	1式	1
	放送設備	TOA	ラック型放送装置 FS-971 1台 ラック型放送装置 FA-971 1台 操作パネル10局 EP-0510 1台 増設用操作パネル20局 EP-029-20 4台 非常用電源パネル DS-029 2台 ニカト電池 NDC-2460 2台 直流電源パネル AD-031B 1台 ジャンクションパネル10局 JP-0410 1台 遠隔操作パネル10局 EP-059R 1台 増設用ジャンクションパネル20局 JP-039-20 5台 増設用操作パネル20局 EP-029-20 4台 信号切替制御器 Q-AI005 1台 年間プログラムタイマーユニット TT-6803RME 1台 デジタルアナウンスマシン録再用 EV-350R 1台 電源分配パネル PD-022 1台 非常リモコン90局 RM-971 3台 リモートマイク20局 RM-1200 1台	1式	2
防犯・入退室管理設備	三菱	設備盤・センタ装置 MELSAFETY-G 1台 登録用PC 1台 生体認証登録機 1台 IDコントローラ 16台 生体認証装置 78台 ガラス破壊センサー 50台 マグネットスイッチ 80台 パブリックセンサー 74台 シャッターセンサー 1台	1式	1	

# 役務対象機器一覧

名 称	メーカー	型式・内容品 (交換部品)	数量	定期点検 ・保守 (回/年)
防犯・入退室管理設備	三菱	IOC用UPSバッテリー交換 FW-VBT-1.0K IOC用UPS冷却ファン交換 FW-CA1530H01 停電補償用バッテリー交換 SSD交換 ケースファン交換 CPUファン交換 電源装置交換 UPSバッテリー交換 冷却ファン交換 UPS用	1個 1個 41個 2個 2個 1個 1個 1個 1個	1
監視カメラ設備	パナソニック	カメラ WV-SW316J 他 旋回型カメラ WV-SC385 無停電装置 Smart-UPS750 液晶モニター 19インチ 液晶モニター 42インチ 管理PC HP Elitedesk800 ビデオディスクレコーダー DG-ND400 同軸-LAN変換機 中継HUB	55台 18台 1台 1台 9台 9台 7台 2台 18台	1式 1
表示装置設備	三菱	液晶モニター LCD-AD193W キーボード・マウス (切替器) スイッチングハブ KVM-NVU2 システムサーバー PRIMERGY TX1320M1 中継用PC ESPRIMO D583/K 無停電電源装置0.7KVA SMT750J 60型FDP PN-E602 50型FDP PN-HW501 60型FDP表示用PC LB-C9 42型FDP PN-U423 42型FDP表示用PC LB-C9 操作用ノートPC LIFEBOOK A574 FDPモニターPC ET-E7101 会計用発券機 TM-T88V	1台 1台 1台 1台 1台 1台 1台 6台 1台 8台 1台 1台 12台 25台 1台	1式 1
表示装置設備	三菱	タッチパネルモニター ET3201L タッチパネルモニター表示用PC LIFEBOOK A574 8ポートHUB GS908XL 16ポートHUB GS916XL	1台 1台 1台 7台 2台	1式 1
その他の機器		別表第1～別表第3に示す機器	1式	